

議案第1号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年4月16日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号オ中「国際戦略総合特区及び科学技術政策」を「科学技術・イノベーション政策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総合特別区域の指定解除に伴い、分掌事務を改正するため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 政策イノベーション部</p> <p>ア エ（略）</p> <p>オ <u>科学技術・イノベーション政策</u> に関すること。</p> <p>(4) (11)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 政策イノベーション部</p> <p>ア エ（略）</p> <p>オ <u>国際戦略総合特区及び科学技術政策</u> に関すること。</p> <p>(4) (11)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>

議案第1号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部総務課

制定・改廃の経緯及び内容

総合特別区域の指定解除に伴い、分掌事務に変更が生じるため、条例の一部を改正する。

つくば国際戦略総合特区は、平成23年に国から指定を受けたが、特区内で実施されたプロジェクトが一定の成果を上げたため、令和7年度末で終了する。

他自治体の状況等

特になし。

上位計画又は関連計画等

特になし。

根拠法令及び関係法令等

- ・ 地方自治法第158条第1項
- ・ 総合特別区域法第8条第9項

条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)各部局の分掌事務について適切に定めることができる。